

オーストラリアにおける 移転価格税制の重要な改正

アーンスト・アンド・ヤング シドニー事務所
オーストラリア登録税理士 カーンズ裕子

I はじめに

自己申告と文書化に関する重要な義務を導入するオーストラリアの移転価格税制改正法案 (Subdivision 815-B、C、D、Subdivision 284-E) が2013年2月13日に公表されました。改正法案で示された改正の主なポイントについて概説します。適用開始日は新規規定のほぼ全てについて13年7月1日または法案が発効した日のいずれか先に到来する日となっています。法案は早々に発効することが予想されています。

新規規定により、法人のパブリックオフィサー[※]は、法人所得税申告書に記載される国外関連者取引に関わる課税所得が移転価格規定に準拠して算定されていることを確認する責務を負うこととなります。オーストラリア税務当局 (ATO) は、納税者が所得税申告書に不実または誤解を生じさせる記載をした場合には、税法管理法に基づき罰則を科すことが可能です。よって、納税者は今後、これらの変更に対応し、企業としての移転価格に関する方針や移転価格文書の整備が新規規定に準じるものであるか確認し、新規規定に準拠する正しい開示が申告書上できるよう対応する必要があります。

II Subdivision 815-Bの適用

1. 移転価格の恩恵

Subdivision 815-Bは、オーストラリア企業が、商業や金融取引において、独立企業間取引条件と異なる実際の取引条件から移転価格の恩恵 (欠損金の増額を含む課税所得の減少) を得た場合に適用されます。移転価格の恩恵を得た場合、納税者は独立企業間取引条件を用いて算出された課税所得へ増額調整をすることが要求されています。新規規定の適用は自主申告を基本としますが、当該規定の適用により課税所得を減額することはできません。

2. 独立企業間取引条件

法案は、実際の取引条件を独立企業間取引条件に置き換える幅広い権限を税務当局に与えており、その権限はOECDガイドラインに定められているように例外的な状況に限定することが意図されています。

OECDガイドラインは、次の結論付けが可能の場合、税務当局が当事者による取引の性格付けや構築を否認することは例外的に適切であるかもしれないとしています。

※ 通常、法人を代表する者として税務当局に登録されている法人のCFOや部長クラス以上の税務責任者

- 取引の経済的実質がその形式と異なる
- 独立企業間であれば関連企業が行ったような取引の性格付けや構築はしないと思われ、かつ、当該取引について信頼できる独立企業間価格は設定できないと判断される

独立企業間取引条件とは、同様の状況下で互いに完全に独立した取引を行う独立企業間に発生するであろう条件を指します。この条件は幅広く解釈され、価格、粗利益、純利益、当事者間の利益配分などを含む企業とその取引の経済実態に関連する、あらゆる事柄を含みます。

独立企業間取引条件が広範に定義されているため、税務当局がより安易に実際の取引条件を否認する可能性が高くなるのが懸念されています。

納税者は、実際の取引条件が独立企業間取引条件に準じるものであるかを、機能分析や比較可能性などのあらゆる関連要因を考慮しながら、最も適切な算定方法（または、一連の算定方法の組み合わせ）を用いて分析し、判断することが要求されます。

また、過少資本税制との相互関係について税務通達TR2010 / 7に示された税務当局の見解を確認する規定が導入され、適切な利率を算定する際にも、独立企業間取引条件を前提条件として適用することが求められています。

税務当局が事実とは異なる取引条件に基づいて課税額調整を行う可能性は、納税者の納税債務について不確実性を生み、また相互協議の過程で問題となることが予想され、今後の議論が予想されます。

3. OECDガイドライン

移転価格の恩恵の有無の判断に当たっては、OECDガイドラインに沿うように新規定を解釈することが要求されていますが、新しい条例により、その他の文献がガイダンスとして追加されることも可能となっています。

例えば、当該法案とほぼ同日に初期レポートが発表されたOECDの課税ベースの侵食と利益移転（BEPS）プロジェクトから将来発表され

るレポートなどがガイダンスとして追加される可能性があり、これは新規定の解釈に不確実性を生むとして懸念されています。

Subdivision 815-C

III 一恒久的施設に関する独立企業間取引の原則

Subdivision 815-Cは恒久的施設（PE）を通じて事業運営する企業のオーストラリアで課税される利益が、PEが独立した企業であった場合に発生する利益よりも少なくなならないようにすることを目的とし、インバウンドまたはアウトバウンドのPEを持つ企業に適用されます。

この新規定は、PE課税について同一企業間利益配分のアプローチを維持しながら、PEの適正な利益を算定する上ではPEを独立した企業として考えるべきであるとしています。オーストラリアの税制委員会は現在、PEを別の法人格を有するものとするアプローチの採用を検討しており、当該委員会による見直しが規定の適用実務における明確性を高めることになると期待されます。

Subdivision 815-D

IV 一トラストとパートナーシップに関する特別規定

トラスト（信託）とパートナーシップに適用される規定は、Subdivisions 815-B、815-Cと同じ原則を用いています。

V 移転価格文書の保持義務

各課税年度の海外取引の取引条件について新規定に準拠した移転価格文書を維持していない納税者は、当該取引条件の妥当性について合理的に論証可能な見解を持たないものとして扱われ、税務当局による移転価格調整があった場合、最低25%の罰則が科されます。

毎期の申告において納税者が移転価格分析をどこまで実施することが求められるのか定か

はありませんが、移転価格調整による過少申告額が1万豪ドル未満、または課税年度に支払う法人所得税の1%未満の場合、行政罰則は科されないという少額免除規定が、移転価格分析作業の程度の指標となり得るかもしれません。

VI OECDのBEPSプロジェクトの影響

13年2月12日に発表されたOECDのBEPS初期レポートは、多国籍企業（MNE）による課税ベースの侵食や利益移転について各国の税務当局による緊急な対応が必要であることを示唆し、多数のクロスボーダー税務事項を検討課題として提示しています。

優先課題には次の事項が含まれています。

- 移転価格、特に、独立当事者間では行われな
いようなリスクや無形資産の移転、資産の所有
権の分割、グループ間取引など
- 関係会社間の融資取引（過少資本税制を含
む）や一般租税回避防止規定などの租税回避
防止規定、タックスヘイブン税制および租税
条約の乱用

BEPS初期レポートの趣旨はオーストラリアの新しい移転価格規定の立法上の意図に則したものとなっています。双方とも、国内法が多国間取引の発展や国境を越えた経済の統合に遅れをとらないよう見直されることの重要性を認識しています。その中でも移転価格は包括的な対応がOECDにより促されている最も重要な分野であるとされており、グローバルな観点からも、各国における移転価格への関心が高まり規制強化やコンプライアンス活動増加の傾向が強まるのはほぼ間違いないでしょう。

OECDの移転価格ガイドラインが、ガイダンス文献として国内法上規定されていることにも見られるように、オーストラリアの移転価格税制の今後の動向はOECDのBEPSプロジェクトから発表される指針に大きく影響されることが予想されます。

VII 必要な対策

新規定上、パブリックオフィサーが毎期の申告において、海外取引の所得が独立企業間取引条件に基づいて算定され、要件を満たす移転価格文書によって裏付けられていることを確認できるような社内の手続きや移転価格方針が存在することが必要となります。

現状の社内手続きや方針が新規定上の移転価格リスクを管理するために不十分であると思われる場合には、パブリックオフィサーが申告書に署名をする前に国外関連者取引の取引条件を検証し、その妥当性についての見解の確立および移転価格文書の作成を完了するよう対応すべきです。

移転価格リスクの最小限化や移転価格文書の作成作業の最小化対応策として税務当局との事前確認制度の利用は効果的でしょう。

また、事業再編、グループ間の金融取引がある場合や、継続的な低利益または損失のような状況にある納税者は特に事前の対応が重要となります。

法令化に向けての最新の動向の把握や対応策の検討に当たっては、専門家に相談されることをお勧めします。

<お問い合わせ先>

アーンスト・アンド・ヤング

シドニー事務所

ジャパン・ビジネス・サービス

Tel : 61 2 9248 5518

E-mail : yuko.kearns@au.ey.com